



ディレクターコンサルタント及び同候補者競業禁止同意書

JBN インターナショナル 株式会社（以下、BNI 又は甲という）は、ネットワーキング（異業種間の交流及び信頼関係構築）及びリファラルの提供を通じて各種ビジネスを発展させる事業を保有し運営する。ディレクターコンサルタント又は同候補者の一人として _____

（以下、乙という）は本競業禁止同意書（以下“本契約書”という）に定められた諸条件に従い、役務を履行することに同意する。本契約の期間中、乙はBNIの各種規定、マニュアル、各自の業務委託契約書に記載された職務記述書に従うことに同意する。乙は、自らが担当するBNIチャプターの継続的な運営に影響を与え脅かすような何等かの重大な問題が起こった際には、その旨をBNIに知らせることに同意する。甲と乙の両者は、本契約書に名前が記されたディレクターコンサルタントは、業務受託者がBNIのディレクターコンサルタントであることが規定された期間中は、甲の業務受託者であることに同意する。

乙は、プログラム、方法、アイデア、方式、手順、技術、デザイン、ロゴ、マニュアル、パンフレット、印刷物、メンバーリスト、メンバー候補リスト、リファラルスリップ、活動報告書、商標名、商標、企業秘密、BNIにより使用され、創造され、開発され、著作権保護され、登録された著作権の全て又は一部はBNIの財産的価値であり、BNIの単独かつ独占的な財産であり続けるものとする。更には、ディレクターコンサルタント・トレーニングマニュアルを含むがそれに限定されない全ての資料は、乙のディレクターコンサルタントとしての在職期間が終了し、又は甲から請求があった場合には、甲に返却されなければならない。

本契約は、いかなる場合においても、機密情報に関する利権を乙に与えたり、そうみなされたりすべきものではなく、本契約の諸条件に従ってのみ使用する権利を与えるにとどまる。乙は本契約の期間中又は本契約が終了した後においても、自らが機密情報の所有者であると誤解させるようないかなる使い方をしたり、機密情報を漏らしたりしてはならない。機密情報及びそれに付随するのれんに対する甲の権利が存在することを乙は理解するものとする。

本契約の終了又は満了をもって、理由の如何を問わず、乙はかかる機密情報のありとあらゆる使用を直ちに中止し、複写されたものも含むあらゆる機密情報を甲に返還し、BNIの名前に関わるいかなるサービスの提供も中止しなければならない。

乙は、本契約の期間中、BNIの書面による事前の同意なしに、個人的に又は共同、合同、又は個人、企業、団体、連合又は会社と協力したり、本人又は代理人、株主などありとあらゆる立場で、BNIと競合する又は似通った事業を営んだり、そのようなものに携わる、関係する、関心を寄せる、アドバイスをする、資金の融資、債務の保証、義務の肩代り、名義貸し、あるいは雇用されたり、又は機密情報を漏らしたりかような目的のために機密情報を使用しないことを誓約し同意する。

本契約の終了により、理由の如何を問わず、乙は（甲による書面での事前の同意なしに）契約終了の日から2年間とさらには乙が個人的に又は共同、合同、又は個人、企業、団体、連合又は会社と協力したり、本人又は代理人、株主などありとあらゆる立場で、以下の地域でBNIと直接的・間接的に競合する又は似通った事業を営んだり、そのようなものに携わる、関係する、関心を寄せる、アドバイスをする、資金の融資、債務の保証、義務の肩代り、名義貸し、雇用されたり、クライアント、チャプターメンバー、ディレクターコンサルタント、又は従業員を以下の地域のBNIから引き離す行為又はそれを試みるなどの行為を通じて、本契約に違反していた期間中を含め、常にそのような行為をしてはならないものとする。

- (a) 乙が担当するチャプターのミーティング会場がある行政区域から3 km圏内、または
- (b) 乙が担当するチャプターのミーティング会場がある都道府県内、
- (c) いずれかのBNIチャプターのミーティング会場がある行政区域から3 km圏内、

(d) 日本国内、

(e) 日本国および他のアジア諸国内、

(f) 日本国、他のアジア諸国、韓国、中国、台湾、シンガポール、マレーシア、タイ、ベトナム、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、EU諸国、南アフリカ、イスラエル、UAE、インド、米国、カナダ、メキシコ、ブラジル、コスタリカ、その他BNIが展開している全ての国々

本契約の当事者は、前述の(a)から(f)についてそれぞれ独立して有効で分離できるものとして同意する。前述の条項又は規定のいずれかが全体的又は部分的に無効又は強制不能であるとみなされた際には、それ以外の条項や規定そして下位条項の有効性に影響を及ぼしたり害したりすることはないものとする。(a)から(f)は独立分離した条項とみなされる。乙は、本契約に含まれる制限事項が、甲の正当な事業利益を守るために合理的であることを取消不能で認識し、BNIによるかような制限事項の厳格な適用に対するあらゆる抗弁を取消不能で放棄するものとする。乙により、本契約上のいずれかの条項に対する違反が、BNIに損害を与えることがあり、金銭的補償ではかような損害を十分に補償できないことがあることを乙は認識するものとする。従って、かような違反行為があった場合に、法律上適用可能な救済手段に加えて、本契約の諸条項が順守されることを保証するために、甲は管轄裁判所に対して禁止命令、差止命令、その他命令を通じてかような救済を請求する資格を権利として有しており、乙はそれに対するいかなる抗弁も放棄するものとする。

本契約のなんらかの条項を執行するために、もし甲がなんらかの訴訟を起こす必要に迫られた際には、乙は甲の訴訟費用及び経費を負担するものとする。本契約の期間中競合しない組織に自由に加入し参加することができる。競合しない組織には、地域の商工会議所、真正なサービスクラブ（ロータリー、ライオンズ、青年会議所、キワニス等）が含まれる。一方で本契約の当事者が、BNIと競合する組織として、ル・ティップ、リーズクラブ、ビジネスリファーマーラルエクスチェンジ等を認識するがこれに限定されない。

本契約は当事者間の完全な競業禁止の同意を含み、書面での合意がない限り変更をすることはできない。本契約は、ありとあらゆる他の競業禁止契約に優先する。本契約は日本の国内法に準拠し、それに従って解釈され、本契約の当事者は独占的な裁判権を有する国内の裁判所に提訴するものとする。

もし本契約の条項のいずれか、又はその適用が人によってあるいは状況によって無効であったり法的強制力がなかったりする場合でも、本契約の残りの部分又はそうした条項の他の人や他の状況に対する適用は影響を受けないものとする。

ディレクターコンサルタント（乙）による同意

私は以上の諸条件に正に同意します。

20 年 月 日

住所： _____ 電話番号： _____

自署： _____